

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定等に関する研究会
(第13回)議事概要**

1. 日時: 2024 (令和6) 年10月1日 (火) 13:00~14:10

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川県大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学特命教授)、
春日教測構成員 (東洋大学経済学部教授)、
北口善明構成員 (東京科学大学情報基盤センターマネジメント准教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、
長田三紀構成員 (情報通信消費者ネットワーク)

(2) オブザーバ:

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(3) 事務局 (総務省総合通信基盤局):

堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

- (1) 前回 (第12回) 会合からの継続論点について
- (2) 意見交換

5. 議事録

【寺沢係長】 事務局でございます。定刻になりましたので、会議に先立ちまして事務局から御案内させていただきます。

本日は、オンラインによる開催となりますことから、皆様が御発言を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきます。

ますよう併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合にはチャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査をお願いしたいと存じます。

関口主査、よろしくをお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会第13回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【望月補佐】 事務局でございます。

本日の資料は、議事次第、資料1及び2、並びに参考資料1から3までであり、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている皆様には資料を掲載している総務省ウェブサイトをご案内しております。なお、参考資料1は、構成員の御所属について、本日付で修正を加えさせていただいたものになります。以上でございます。

【関口主査】 それでは、議事に入ります。

本日は、前回9月20日、第12回会合におきまして、会議時間の制約から、私の判断で次回御議論いただく機会を設けペンディングに致しました論点3つについて、引き続き議論をいたしたいと存じます。また、最後に、前回までの事業者ヒアリングを受けて、その他の項目、全般的に御発言を頂戴する機会を設けたいと思います。

それでは、前回の積み残しの論点につきまして議論を行いたいと思います。3つのうち、1つ目は、通信モジュール等の回線の把握等について、特に契約数3万未満の部分につきまして、どのように取り扱うという点につきましてでございます。第2点は、回線数の報告頻度についてでございます。第3番目は、無料の公衆無線LANにつきましてでございます。

まずは、1つ目の論点である契約数3万未満の部分につきまして、テレコムサービス協会様から追加の御提案をいただけると伺っておりますので、MVNO委員会主査の中野様、御説明をいただけますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 はい。資料共有しますのでお待ちください。

それではテレコムサービス協会、MVNO委員会の中野と申します。資料1に沿って追加の御提案を御説明させていただきます。

おめくりいただいて、右肩1ページをお願いいたします。前回の本会合におきましては、

MVNOの通信モジュールの提供回線数等の把握について、当委員会よりMVNOに関する回線数報告、負担金転嫁フロー（案）ということで御提案させていただいたところでございますけれども、MNO様から契約数3万未満の一次MVNOの通信モジュールの提供回線数等の把握の必要性について御指摘をいただいたものと認識してございます。この点、当委員会内での再検討を踏まえた追加の御提案について、次ページ以降で御説明させていただきます。

続いて右肩2ページをお願いします。こちらが前回、9月20日の会合で当委員会から御提案しましたフロー案に追加の御提案を追記、修正させていただいたものになります。

①の左側、①の報告規則による報告対象は契約数3万以上の事業者のみとしてございましたけれども、それに加えて契約数3万未満の一次MVNOについても報告対象とすることでいかがかということで、案として御提案させていただきます。これにより、契約者3万未満の一次MVNOにつきましても、対象回線数比から対象外回線数を算出するということが可能となりますので、契約数3万未満の一次MVNOに対しても適切に転嫁可能になるものと考えております。

また、この下段の1ポツ目に記載しておりました個別協議による調整といった部分ですが、こちらについては、それによって対応は不要になるものと考えておりますので、こちらは削除というような形にしております。

こちらを少し清書したものの、追加の御提案として清書したものを修正案として次ページに記載、まとめておりますので、右肩3ページ目をお願いできればと思います。こちらが修正案のフローになりますけれども、まず左側の①-1として、報告規則により、一次MVNOは総務省へMNOごとに負担金算定対象となる役務、対象外となる役務ごとの回線数を報告します。こちらが今御説明した追加の御提案部分となりまして、こちらは契約数にかかわらず報告対象ということにしております。①-2として、二次MVNO以下につきましては、MNOごと、かつ一次MVNOごとに、負担金算定対象となる役務・対象外となる役務ごとの回線数を報告するというようにしております。こちらは契約数3万以上の事業者となりますので、前回会合の御提案と同様になります。

②としまして、総務省、支援機関様のほうでは、MVNO各社の報告数を基に比率を算出いただいて、MNO各社に対して、一次MVNOごと、2次MVNOも含まれますけれども、こちらの対象回線数比というものを通知いただいて、MNO様におかれましては、通知を受けた対象回線数比を基に一次MVNOごとの対象外回線数比を算出されるというこ

とで想定してございます。

③として、MNOは一次MVNOに負担金を転嫁するといった際も、この通知を受けた比率、対象回線数比を使いまして、対象の回線数を算出していただいて、転嫁、御請求いただくことになるのではないかなと考えてございます。

そのほかの記載部分につきましては、前回会合で御提案した内容と変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。以上のフロー案につきまして御提案させていただきますので、御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

MVNO委員会からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【関口主査】 御説明いただき、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのMVNO委員会様からの追加の御提案につきまして意見交換に入りたいと思います。御意見ございます方は、チャット欄、もしくは直接の御意見で賜れば幸いです。よろしくお願いいたします。南川さんどうぞ。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクの南川です。ありがとうございます。

弊社から運用負荷の観点でちょっとコメントさせていただければと思っております。MVNO殿の御提案の趣旨は、公正競争の観点から総務省経由でMNOに比率を連携するだとか、3万未満のMVNOの実態を一定程度考慮するという事は理解しているんですけども、ただ、令和6年の市場検証年次レポートによれば、一次MVNOだけでも約830社存在していて、その830社の個々の比率をMVNO様から総務省様、総務省様からMNOに反映するというのは、総務省様も含めて、各社運用の負荷が著しく大きく、実運用として困難ではないかなと考えております。なので、そういった過度な運用負荷を軽減するという観点で、大変口頭で申し訳ないんですけども、ちょっと1点、御提案をさせていただけないかと考えております。

具体的には、MVNO様の提供形態としては大きく2つに分類できるかと思っております。1つはMNOからMVNO様に帯域幅でお貸出しをして、MVNO様側で自由にサービスをつくっていただける、いわゆるL2接続型と呼ばれるものと、MNOのサービス、回線をそのまま卸して利用していただく、いわゆるサービス卸と言われるものがあるかと思っております。また、それぞれMVNOの数に関しては、令和5年の電波利用状況調査によれば、L2接続型というのはMNO全体で約、延べ30社程度、L2以外、基本的にはサービス卸というものと800社という内訳になるかと思っておりますので、その形態に着目して、数値の連携の仕方を分けるというのが考えられるのではないかなと考えて

おります。

まず、ボリュームの多いサービス卸のほうに関しましては、基本的にはMNOの設備を使って、MNOがつくった通信速度ですとか容量のもの、MNOがスペックとか仕様を決めたものをサービスとして卸しているものであるため、ブロードバンドユニバーサルサービスの負担対象となる回線かどうかというのは、MVNO様の契約の規模だとか、またMVNO側から情報とかいただかなくとも、MNO側で判断可能かなと考えておりますので、MNO側でMVNO様に卸しているサービスとかプランだとか、そういったものから特定したものを正しいものとして、正として取り扱っていただくことで、そもそも総務省様経由での情報の授受をしなくてよいようにできるのではないかと考えております。

一方で、先ほど言いました、MNOからMVNO様に帯域でお貸出ししているL2接続については、MNO側ではブロードバンド対象のサービスかどうかというのはやはり特定できませんので、こちらについては総務省様経由で、負担対象か、対象外なのかという比率を連携いただく必要があるかと思っておりますけれども、事業者数も30社程度であるということから考えれば、運用上も対応可能な範囲ではないのかなと考えております。

また、L2接続の場合も、二次以降のMVNO様に提供しているものが、一次MVNO様のサービス卸ということであれば、一次MVNO側様で、二次MVNOに対して提供しているサービスがブロードバンドのユニバ対象負担かどうか判断できるのではないかなとも考えますので、その場合は、二次以降のMVNO様の報告も不要ではないかと想定しています。ちょっとこの点についてはL2MVNO様と二次以降のがどういう提供形態かにもよるかと思っておりますので、確認が必要かと思っておりますが、負担軽減の観点でコメントさせていただきました。

御提案としては以上になりますけれども、口頭で大変申し訳ございませんでした。ぜひ事業者の過度な負担にならないような形で、継続的かつ安定的に運用していただく仕組みとして御検討いただければと思っておりますのでございます。よろしくお願いたします。

【関口主査】 ありがとうございます。ソフトバンク、南川さんから、レイヤー2、レイヤー3で扱いを変えてはいかがかと。それで作業量が軽減するのではないかと御提案を頂戴しました。この点につきまして、委員の先生方、それからオブザーバの皆様方からの御意見賜れば幸いですけれども、いかがでございましょうか。

大橋様、お願いたします。

【株式会社NTTドコモ】 ドコモの大橋でございます。よろしくお願いたします。今、南川さ

んから御提案をいただいた、サービス卸の部分については別の事務処理をしてもよいのではないかという案に我々も賛同したいと思います。と申しますのも、サービス卸の方につきましては、B to B to Xの形態での回線ソリューションの提案を法人ユーザの方に対して実施するものであり、お客様のサービス形態が結果的に電気通信事業に該当するような形態であるため、事業者の責務は当然負っていただいているという認識です。とは言っても、あまり過度な負荷を事業者へ負わせることは、お客様にて自由に電気通信を活用したサービス提供する際の支障になる可能性があるため、ぜひ事務処理負担が少ない方法を検討いただければと思っております。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

続きまして、KDDI山本様からチャット欄に入っていますので、お願いいたします。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。弊社としましても、ソフトバンクさん御提案のやり方、L2の分からないところは総務省さんから御連絡いただき、サービス卸につきましては直接把握できているので、そこは我々自身がそういう適正な転嫁をしていくと。それによって、全体として、恐らく総務省様の事務局さんの負担も減るだろうし、我々事業者としても効率化が図られるのではないかなと思いますので、そういう意味では、それによる何か弊害があるとはあまり考えられませんので、この案でいいのではないかなと。我々、弊社としても賛同いたします。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。ただいま、南川さんからの御提案に対しまして、ドコモの大橋様と、それからKDDI、山本様から御賛同の意見を賜りました。ほかに御意見等ございますでしょうか。

【林宝官】 事務局でございますがよろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【林宝官】 ありがとうございます。本日御欠席の大谷和子構成員からコメントを預かっておりますので代読させていただきます。

大谷です。本日、所用により欠席となり申し訳ございません。本日の議題のうち、通信モジュール等の回線数の把握について意見を申し上げさせていただきます。

第二種負担金の対象外となる通信モジュール等については、MVNOごとの比率を正確に算出して転嫁しなければ不公平が生じるとの指摘が前回の会合であったところ、本日の会合でMVNO委員会様が御提案されたとおり運用できるのであれば、公平性を担保することができると思います。なお、次の議題である回線数報告の頻度の件も含めまして、今

回のこれら各種報告の受け手である総務省におかれては、相当の報告数を短期間に処理しなければならない状態になっていると思いますので、総務省におかれては、ぜひとも業務の効率化に向け、自動化等の所要の対応を進めていただければと思います。

以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。御欠席の大谷先生からはMVNO委員会の提案、今回の修正提案につきまして御賛同の意見と受け止めました。

MVNO委員会、中野様からチャット欄に入っていますのでお願いします。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会の中野と申します。今、ソフトバンクの南川様からの御提案についてコメントさせていただきます。MVNOとしても、サービス卸であれば、MNO様側で把握可能という、そういったことなのでありましたら、確かに負荷の軽減の観点から、MNO様側のほうで取りまとめていただいて、適切に通信モジュールといったところの回線数を考慮いただけるということであれば、そういったサービス卸についてはMNO様側で御対応いただくというところに異論はないような状況となっております。

ただ、今回のサービス卸といったところのMNO様側の対応は、あくまでも3万未満の一次MVNOに対してということと理解しておりまして、3万以上の事業者につきましては、これまでどおり報告規則に基づいた報告ということでやるものと理解しておりますので、そういったところであれば賛同するところでございます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかに先生方、オブザーバの方から御意見いかがでございましょうか。今の中野様からの確認のコメントを含めて、南川さんの修正提案をお受けするという形で、レイヤー3のサービス卸についてはMNO側で把握をするということによろしゅうございましょうか。全体としての負荷は随分軽減されるという意味では非常に建設的な御意見だと承りました。どうもありがとうございます。

【北口構成員】 南川さんから発言要請が出ています。

【関口主査】 ごめんなさい、お願いします。

【ソフトバンク株式会社】 ありがとうございます。御賛同いただきましてありがとうございます。テレコムサービス協会の中野様から御賛同があった点で補足させていただければと思っております。サービス卸の場合、MNO側でブロードバンド回線の対象かどうかというのは、回線数の規模に関係なく把握できていると思います。把握できるものだと思う

ていますので、中野様から、3万以上と未満で運用を分けるような御発言がありましたけれども、一応そういうことは想定してない御提案をさせていただいたつもりです。

以上になります。

【関口主査】 中野様、いかがでしょう。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会、中野です。南川様ありがとうございます。御提案はそういった趣旨だと認識しましたがけれども、3万以上であっても、サービス卸であればMNO様側でというような御提案なのかもしれないんですけども、3万以上であれば、今は報告規則で既に報告しておりますので、そこについては特段報告、現在の報告規則で御対応いただくということでもよろしいのかなと思っております。

今回、追加で御提案させていただいたのは、あくまでも3万未満の一次MVNOをどうするかというようなお話だと思っております。そこについては、サービス卸であれば、MNO様側で認識できるので、MNO様側でやられると。報告されるということは、そこは同意できる話かなと思っておりますので、MVNO委員会としては、3万未満の一次MVNOに対して、MNO様側で御対応いただければなと考えているところでございます。

以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

報告規則の3万という数字は、ずっと運用で、今までもございましたので、総務省側としては、報告規則の情報を得ているという点から考えると、その部分は外した上で、MNOさんに3万未満のものについてお任せをするという仕切りになるんでしょうかね。どのように理解していいですかね。

【大堀企画官】 総務省でございます。

【関口主査】 仕切っていただけますか、お願いします。

【大堀企画官】 ありがとうございます。論点といたしましては、南川様から御提案いただいた部分については、恐らくですけども、MNOで把握されている、L2接続の部分と、サービス卸の部分について、契約数3万以上なのか未満なのかの切り分けをされていないので、一緒に合体させて報告いただくことを御提案いただいていると思っております。

我々総務省といたしましては、論点としては、報告規則で現にいただいているスキームを使わせていただいたときに、3万未満の部分の通信モジュール等の回線数をいかに適切に把握するかということでございます。その部分のみを解決できるのであれば、まずは、先ほど830という数もありましたけれども、その830を相手にするという案と、それ

は量が過大だということで、南川様から御提案いただいた案について、恐縮ですが、限定させていただき、MNO側で3万未満の部分のうちL2接続部分ではないほうを御報告いただいて、3万未満の契約数の一次MVNOのうちL2接続をされている方については報告規則に基づきまして我々総務省に直接報告いただく案と2つあって、後者をお願いするのかなと現時点思っておりますが、いかがでございましょうか。

【関口主査】 MNO3社さんから御発言、どうぞお願いします。南川さん、そのような理解で良いですか。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクの南川です。発言よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【ソフトバンク株式会社】 今、大堀様からいただいた御提案、趣旨は理解いたしました。が、実運用として、そういうことができるのか、それが効率的なのかというところは、すみません、検討させてください。以上です。

【関口主査】 これはあれですか、3万をベンチマークとして導入してこなかったということですか。規模にかかわらず数は把握しているけれども、そこで3万未満か以上かで分けていないというのがMNO側の実態なのかもしれないですね。

【大堀企画官】 事務局でございます。

【関口主査】 お願いします。

【大堀企画官】 事実だけ申し上げますと、報告規則に基づいていただいている情報のうち、3万未満のMVNOリストのようなものが、MNO様からいただく情報に含まれますので、事業者のお名前は把握しております。ただ、それぞれのデータ数、契約数というものは、報告規則上、いただく義務付けにはなっておりませんので、それは把握していないということになります。

【関口主査】 ありがとうございます。

細部にまで、ここで決めなきゃいけないのかな……。

北口先生からの御意見、チャット欄が入っています。お願いします。

【北口構成員】 東京科学大学の北口と申します。多分、今までのお話をお聞きしていると、MNO様のほうは、3万以上、未満を区別なく、L3接続、卸の接続事業者の全体を把握してお知らせすることは、現在の仕組みでできるというお話かなと思っておりました。さらに、卸している企業リストがあるのであれば、それプラス、3万以上のMVNO様から総務省様のほうに報告が行った部分、そこで差し引く作業を総務省側が対応すれば

それで済むのかなという形でお聞きしていたんですけれども、このような理解で合っていますでしょうか。

【関口主査】 どっち側が作業するかはまだ……。

【北口構成員】 結局、そうですね、MVNO様からは全体が行く、3万以上の事業者からも報告は来るんですけれども、それを差し引けば3万未満の総数が分かるということになるのかなという理解でいます。

【大堀企画官】 関口先生、事務局でございます。よろしいですか。

【関口主査】 お願いします。

【大堀企画官】 北口先生、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと認識しております。

関口先生に御質問いただきました、ここで決め切るかということにつきましては、これは意見交換の場でございますので、皆様の御意見いただきまして、我々のほうで案をしたためさせていただいて、後ほど御紹介させていただきますが、今週金曜日にまた御説明をさせていただきたいと思っております。

【北口構成員】 承知しました。

【関口主査】 金曜日の前のこの段階で、ぜひとも発言したいという方がいらっしゃれば、お願いします。いかがでございましょうか。大体意見は交換し尽くしたようには思っておりますが、この辺りでよろしゅうございましょうか。

では、1番目の積み残しについては、ここまでの意見交換とさせていただきます。

次に2つ目の積み残し論点である報告頻度と、それから無料の公衆無線LANにつきまして、事務局からまとめて、これまでの論点整理の説明をお願いしたいと思います。お願いします。

【大堀企画官】 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。本日の議題1に関しまして、資料2を使いまして、残る2つの積み残し論点につきまして御説明申し上げます。右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号はこちらを使わせていただきます。

まず1ページ目を御覧ください。「回線数報告の頻度」についてであります。A案、B案、折衷案、そして事務局案を、それぞれメリット、デメリットに分けて記載させていただきました。

A案は、毎月御報告いただく案です。これであれば正確な回線数を把握でき、事業者に

とって、毎月報告するので、その回線数の変動についても受け入れられるものであり、現行の電話ユニバ制度の報告頻度と異なることがなく、混乱が生じることもございません。一方で、事業者等において作業負担が生じることがデメリットとなります。

B案は、四半期に一度、回線数を御報告いただく案になります。これであれば、A案よりも事業者等において生ずる負担が相対的に軽減されると思います。デメリットについては、程なく御説明申し上げますが、先にA案とB案の折衷案を御紹介します。

事業者の規模等により、報告頻度を変えるというものでございます。これも相対的に事業者等の負担が軽減される可能性があります。デメリットがございまして、規模等により、どのような報告頻度にしていくのか、変えていくのか、規模が小さな事業者の頻度を下げることなのか、それとも規模が大きな、報告すべき役務の種別が多い事業者の報告頻度こそ下げるべきか、検討が難しいと思われまします。もし検討ができたとしても、2点目ですが、全体として、時点の一致しないデータにより、負担金事務を処理することになる点をどう考えるかも問題にならうかと思われまします。

次に、一旦飛ばさせていただきましたB案のデメリット欄を御覧ください。まず四半期報告になりますと、1点目ですが、3か月に一回だけ事業者が回線数を把握する場合、事業者にとって不利益な回線数の変動があったとしても、2か月間は甘受しなければならないということになります。また2点目ですが、今般のBBユニバの交付金は、第二種適格電気通信事業者が有する光ファイバ等の設備を維持するのに、現に抱えている維持管理コストを見込んで、その一部を補填する制度であるところ、その現に抱える維持管理コストを適切に算定するには、直近の回線数データを使用することが望ましいと考えまします。この場合、毎月報告していただく場合と比較しますと、2か月遅れの回線数データを使うことになり、またTCAへの負担金納付も最大4か月遅れとなり、回線数報告ではございませんけれども、仮に事業者がエンドユーザに転嫁した金銭があるとすれば、同じく最大4か月間、その金銭を管理する期間が生じることになります。

これらの点を次のページに図示しましたので、2ページ目を御覧ください。この絵は現行の電話ユニバを参考に、BBユニバ制度に引き写したとして、BB負担金についてどのような事務の流れが想定されるかを、「イメージ」として一案、描いたものになります。横長に3つの層に分けてありまして、上から順に、「毎月報告」の場合、「各月の回線数を把握した上で3か月に一度報告していただく」場合、そして「ある月の月末の回線数のみを把握して3か月一度報告していただく」場合になります。左から右に、1月から6月に流

れるように書いてあり、緑色は負担事業者の取組、薄い茶色は総務省の取組、青色はTCAの取組をイメージしてみました。

この絵で御説明させていただきたいのは2点です。1つは、3か月に一度の報告ですと、いずれの場合であっても、例えば1月末の回線数を5月に御報告いただき、6月に負担金を納付していただくとする場合、6月に徴収する負担金の根拠は1月末の回線数となり、5か月前のデータであるということです。毎月報告の場合、1月末の回線数を基に負担金を収めていただく時期が4月になることに比べて2か月遅れになろうかと思えます。

もう一つは、電話ユニバを参考に描いた絵ですので、2月の欄に「1月分料金請求」と書かせていただきましたが、この中で1月分の負担金をエンドユーザに転嫁するのであれば、その含まれた金額で料金請求をしていると考えられます。負担事業者が2月に回収した負担金をTCAにいつ支払っているかの点でこの絵を御覧いただきますと、毎月報告の場合は4月に支払っていますが、3か月に一度の報告の場合は6月に支払っており、2月に回収した金銭を、事業者において最大4か月間プールしている期間が生じるのではないかと考えられます。

1ページ目にお戻りいただきたいと思えます。B案のデメリット欄の最後のポツを御覧ください。回線数報告の件ではありませんので大きな括弧で両脇を挟んでおりますが、今御紹介した点を「事業者が転嫁分をエンドユーザから徴収した後の管理期間の長期化」と表現をさせていただいております。

そこで事務局案でございますが、一番右に記させていただきましたとおり、B案のメリットとデメリットを比較衡量し、デメリットに目をつむるわけにはいかず、やはり回線数報告を毎月お願いしたいと考えるに至っております。

なお、前回の事業者ヒアリングにおいても一部の事業者から指摘のありました「報告に係る今後のスケジュール感」について想定しておりますのは次の2点です。①制度としての報告徴求は、2026年1月末データを同年3月20日金曜日までに提出いただくことを皮切りに、以後、毎月御提出いただきます。毎月20日としましたのは電話ユニバに倣ったものです。②来年、2025年6月末のデータを、来年8月20日水曜日までに、各事業者に一度提出していただきまして、回線単価を見積もるとともに、報告集計の問題点があれば見極める機会とし、毎月報告の開始に備えたいと思っております。

以上が「回線数報告の頻度」の論点でございます。

最後のページ、3ページ目を御覧ください。「無料の公衆無線LANアクセスサービス」

についてになります。前回会合で出されましたA案、B案、C案をそれぞれメリット、デメリットに分けて記載させていただきました。議論の前提を確認させていただくべく、冒頭に黒丸2つを記載しております。前提として、電気通信事業者が提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスは、純粹に無料の場合と、対価を得ていなくても広告収入を得るなど、実質的に電気通信役務の提供により利益を得ようとする場合に分かれまして、前者はそもそも登録又は届出の必要がない電気通信事業であるため、ここでは後者——下線を引いてある部分でございますが——を議論の対象にしているということを確認させていただきます。

また、前回の会合の結果、有料の公衆無線LANアクセスサービスはBB負担金の算定に関する役務であることは、構成員の皆様の御見解が一致していたと認識しております。その上で、A、B、C、それぞれ御紹介いたします。

A案は、携帯電話アクセスサービス等の「高速度データ伝送電気通信役務」の本契約をしていて、その本契約の補完として、当該本契約の利用を条件として提供される無料の公衆無線LANアクセスサービスは、当該本契約と併せて一回線としてカウントし、これ以外の契約による無料の公衆無線LANアクセスサービスは、電気通信事業ではない他の事業の収益性に依存して無料を可能としていると考えられ、電気通信事業者側の都合であると考えられることから、回線数としては単独で一カウントとするというものになります。

メリットとしましては、前回会合で事業者が主張されていた「二重負担」というものを回避できること、またBB負担金をもって、その維持管理費を補填すべき光ファイバ設備の恩恵に無料であずかって回線利用するフリーライドを阻止できることが挙げられます。逆にデメリットといたしまして、今御説明しました本契約の中で、そのサービスの補完として公衆無線LANアクセスサービスも無料で使えることをうたった契約を現に行っていない事業者にとっては、契約約款の変更なり利用者との再契約といった作業が必要になる点が挙げられ、この点を捉えて役務提供の継続が困難となる恐れもあるとの御指摘もあるところでございます。

続いてB案でございます。B案は、無料の公衆無線LANアクセスサービスは全て対象外にするというものになります。

メリットとしては、切り分けが明快であり、事業者が主張された「二重負担」というものも回避できる点が挙げられます。逆にデメリットとしましては、事業者の任意で料金を無料にすることと、BB負担金の対象外となることとの関係が不明瞭で、他の負担金対象

役務との相違について、質的な説明が困難であることが挙げられ、また無料の公衆無線LANアクセスサービスから負担金を徴収しないことで、その分、他の負担金対象役務に上乗せすることになりますので、フリーライドの発生による公平感の喪失が懸念されます。

最後にC案です。A案に加えまして、ある事業者が提供する携帯電話アクセスサービス等の「高速度データ伝送電気通信役務」を契約しているユーザが、同一の事業者の提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスを別途の契約を結んで利用している場合は、一回線としてカウントしないとするものでございます。

この案ですと、A案と異なりまして、あるいはA案よりは、契約約款の変更なり、利用者との再契約といった作業が必要ないことになります。しかしデメリットとしまして、高速度データ伝送電気通信役務を複数回線契約しているユーザにおいて、「回線数」に着目してカウントするのではなくて、「人」に着目してカウントしていることになりますので、これまでの2月答申等の審議会の議論の流れからすると理屈の整理が必要となります。人単位でカウントする考えは他の役務にも影響を及ぼしますので、例えば無料の公衆無線LANアクセスサービスのみの特例とすることも考えられますが、B案のデメリットと同様に、他の負担金対象役務と質的に異なる役務である点で、いかに制度設計として、省令改正時に特例ですと説明するか、理屈の整理が必要となるところです。

説明は以上となります。御意見のほどよろしくお願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

論点2つにつきまして、まとめて説明を頂戴いたしましたが、意見交換は別々にやらせていただきたいと思います。

まず回線数の報告頻度につきまして、御意見ございます方はチャット欄、もしくは直接の御発言でお願いいたします。

高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。私、報告頻度については毎月というのがよろしいかと思いませんけれども、やはり私、不利益な回線数変動甘受の回避というのは重要なことだと思うので、取りあえずは毎月でやるのがいいんじゃないかと思えます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかに先生方がございませうか。あるいはオブザーバの皆様からでも御発言を自由にお願いたします。

砂田先生からチャット欄が入っています。お願いします。

【砂田構成員】 ありがとうございます。私は、できるだけ運用コストとか事務処理負担は軽減したほうがよいという考えなので、可能であれば3か月に一遍。資料の2番の図を見ますと、3か月に一度の報告でも2パターンが出ておりますけれども、そのこの図です。例えば一番下の図は、1月末を5月報告ですが、これを、3月末の回線を5月に報告すれば、かなりギャップも、そのすぐ上のパターンと同じような感じになって、1月末のが6月にと、そこまで長くしないで済むのかなと思っております。基本的には3か月に、一番下のやり方、一番運用コストがかからないのがいいのではないかと考えております。

ただ、前回の会議で、電話のユニバが毎月毎月の報告で、今のところ、結構年数がたっているけどうまく機能しているので、電話のユニバと平仄を合わせる必要があるのではないかと御意見もあり、その点は確かにそうだなとは考えております。ここの会議で議論することではないと思いますが、電話のほうは、今までの1か月に延ばしてはどうかということが検証可能なデータが既にそろっているのではないかとも思われますので、平仄を合わせて、できるだけ負担軽減という方向へ、将来的には向かうのがよいのではないかと考えています。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。砂田先生の3か月に一度、一番下、一か月回線数報告ということについての支持の御見解でありましたが、数字が動いていてもいいということは割り切るということでしょうか。

【砂田構成員】 そうですね。3か月に一遍と決めればそれで割り切るというのでよいのではないかと思いました。

【関口主査】 承りました。

続きまして、KDDI、山本様からお願いします。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。まず、今、砂田先生からコメントいただいたとおり、基本的には制度をいかに簡素化して効率化をするかということをお検討いただきたいということと、もう一つデメリットとしての、頻度を少し緩めることについての制度上のデメリットがどれぐらい、制度上、建付け上、深刻なものなのかというところの比較考量なのだろうと思っています。先ほどスケジュール感を図示していただいたところで、弊社が求めているものはこの一番下ということではございません。つまり3か月に一度の報告なんだけれども、報告のところをまとめて何か3か月分で、一番最初の月だけということではなくて、基本的にはここで言う真ん中のところなんです。3か月に一度の報告なんだけ

れども、各月の回線数を報告するというを一応念頭に置いています。

私の理解では、今回デメリットとして御指摘いただいているのは、納付までの期間がちょっとかかってしまうということはいかがなものかということが1つ御指摘いただいているのと、もう一つ、正直、ちょっとごめんなさい、よく理解できなかったのが、事業者による不利益な回線数変動甘受というところのデメリットの意味がよく理解できなかったので、ここをもう少し丁寧に、申し訳ございませんが、御説明いただけるとありがたいと思っています。つまり制度上のこのデメリットというものが、やはりこれはもう看過できない、これはもう許容できないということのデメリットなのか、それとも、先ほど申し上げたように、制度の簡素化というものの、いわゆる運用上の負荷を軽減するところとの比較考量で検討する余地のあるものなのか。この辺を判断するとき、今のこの回線数変動甘受という意味合いが、あまりごめんなさい、理解できなかったので、もう少しここ丁寧に御説明いただけるとありがたいと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ここは事務局に説明をお願いしてよろしいですか。

【大堀企画官】 KDDI山本様、ありがとうございます。先ほど、冒頭の御説明で早口で申し上げてしまったので大変恐縮でございました。先ほど申し上げたとおり、事業者による不利益な回線数変動の甘受は、今、御覧いただいています右上2ページ目の絵の一番下のラインのことを前提に書いたものになります。ですので、KDDI様御提案の真ん中のラインの部分については、各事業者が各月の月末のデータを押さえていらっしゃるもので、その点で不利益な変動の甘受というのは回避できるのではないかと思います。以上です。

【KDDI株式会社】 KDDI山本です。ありがとうございます。というと、多分デメリットは1つ減ったと思います。あとは、電話のユニバの制度に合わせるというお考えもありますけれども、実は本当に毎月毎月やるのが、この制度を運用する上で本当に必須なのかどうか。つまり3か月に一度にこの頻度を少しまとめたとして、制度設計上の運用上のダメージがそれほどないのであれば、実は電話のほうも含めて簡素化をするということも検討の余地はあるのではないかと考えます。

冒頭申し上げましたように、それを毎月やることに本当に必然的な意味があるのであれば、我々事業者としては、これは大変であっても何でもしっかりと制度を遵守するということは、承知をしております。ただ、それが本当に必要な制度なのか。3か月に一度にし

たとしても、制度の運用上の趣旨が毀損されないと。そのデメリットが本当に許容できないものなのかどうか、改めて、電話の毎月やっていることも含めて、御検討いただけるとありがたいと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ここは検討依頼ということですが、電話ユニバに対しては、この会議では何も口を挟む権限はないんですけれども、事務局お願いします。

【大堀企画官】 関口先生、よろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【大堀企画官】 事務局の立場ではございますけれども、何分、我々行政側の人間でございますので、事業者様側の作業について質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

【関口主査】 もちろん、もちろん。

【大堀企画官】 ありがとうございます。KDDI山本様に質問させていただきたいのですが、これは純粋に教えてください。我々は、3か月に一度という御提案は事業者内部の回線数の取りまとめ、把握する作業が大変であり、事務負担が膨大だからだと思っていたのですが、KDDI様の真ん中のラインですと、各事業者においては、毎月、毎月、回線数を把握するとされています。であれば、把握されるたびに報告されてしまえばいいのではないかと思っていまして、報告をすることに何か支障があるのか、何か障壁になるような行政コストがかかっているのか、あるいは3か月分をまず手元で見ても調整をするといったような余地があるのか、純粋に教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【関口主査】 山本さん、お願いします。

【KDDI株式会社】 ありがとうございます。3か月、毎月毎月正確に把握するというのを、これは3か月に一度、まとめて報告のタイムを1つにするということは、純粋に効率化、負担の軽減という、それ以上のものはございません。

数字というのはファクトですから、把握したものを2か月遅らせたからといって、何かそれを動かすということはあってはならないものでございますし、純粋に、毎月毎月繰り返してやるか、3か月に一度、報告の手続をまとめて、3か月分まとめて出しても、出す回数は減るわけですから、事業者の立場からすると、もうどんなことであっても負担は、負担といたしますか、無駄は。無駄と言ったら失礼ですね、省略できるもの、省略しても実際に影響がないものは少しでも減らしたいというのが切なる願いであるという趣旨でございます。以上です。

【関口主査】 大堀さん、いかがですか。

【大堀企画官】 行政手続上、何か報告連絡をしていただくという行為がそれほど負担なのかということが正直分からず、もしかしたら社内の決裁が大変だとか、そういったことなのかなと、すみません、邪推をさせていただきました。もうこれ以上は大丈夫です。ありがとうございます。

【関口主査】 長田先生からチャット欄に入っています。お願いします。

【長田構成員】 純粋に質問なのですが、負担金を一番号ごとに、この制度でもし負担するのだとすると、ユーザ側、契約者側のほうは、3か月に一度、3か月分のユニバの負担金をお支払いするということになるのでしょうかというのを山本さん教えてください。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。それは全く想定しておりませんで、お客様に対する、お客様から見ると今までどおり、純粋に事業者側から総務省様のほうに報告するタイミング、これを毎月やっていたものを3か月にまとめてやると。それが何か大きな、数字がそれによって変わるものでもございませぬし、何か、数字が変わるといものではないと考えています。純粋に報告する回数が減る。それでも実質的な意味合いは変わらない。制度上の趣旨は変わらないと理解していると。こういうものでございます。逆にもし、他社さんも含めて、いや、毎月やっているものが3か月に一度になると何か支障が出ると。その支障が出る可能性があるならば、弊社が逆に気づいてない部分のデメリットがほかにあるのかもしれないので、それは逆に御指摘いただければ、そこは謙虚に検討したいと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかの事業者さんいかがでしょうね。オブザーバの皆様から本件につきまして御意見等賜れば幸いです。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクですけどもよろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【ソフトバンク株式会社】 弊社としてもKDDI様おっしゃるとおり、集計の作業を3か月に一遍にするだとかというのは、効率化は、納付する側としては効率化できる部分もあるかなとは思いますが、一方で、交付金を受け取る側の立場も考えたほうがいいのかなと思っておりまして、というのも、今回ブロードバンドユニバーサルサービスの交付金を受け取る事業者様のほうも中小あるかもしれないので、そういった方々が交付金を受け取るタイミングが、本来毎月もらえるところが3か月に一遍になるとかというところ

るも含めてデメリットを考えたほうがいいのかと考えております。以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【株式会社NTTドコモ】 ドコモでございます。

【関口主査】 お願いします。

【株式会社NTTドコモ】 関口先生、ありがとうございます。モジュールをあらかじめ除いて転嫁するのか、MVNOのモジュールについては後からモジュール数の報告を受けることを踏まえ、一度転嫁した上で差額を精算することになるのか等、負担と転嫁の実務を未だ具体的にイメージできていないため、先ず一か月で実施し、実務上かなりの支障があるということが分かった段階で見直しをいただくということで進めていただくのもよいと思っております。

あまりはっきりしたコメントではありませんが、以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。KDDI様が御提案されたような、真ん中のやり方で3か月ごとということになると、交付金の交付事務が3か月に一回しか行かないので、したがって、もらう側のことも考えたほうがよいという南川さんの御提案もそのとおりだと思うんですね。その意味では、大橋さんのように、原案のように毎月報告をしてみて、一度やってみてもいいのではないかと御意見は貴重だと思います。

春日先生、お願いします。

【春日構成員】 今、御説明をいただいてかなり理解が深まったのですが、今回の検討は今ある制度の見直しではなくて新たに創設する制度ということであります。電話のユニバ制度も見直しがあるというお話ができましたが、タイミング的にそちらの結果を見てからこちらの制度を考えるということではちょっと間に合わない気がしますので、まずは原理原則に沿って、負担の公平性を重視して一か月ごとの報告でやってみて、簡略化できるところがあれば変えていくというほうがよいのではないかなと個人的に思いました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかに先生方、あるいはオブザーバの皆様からいかがでしょうか。大体意見は頂戴できたとは思っておりますので、次に行ってよろしゅうございませうか。

それでは、無料の公衆無線LANにつきまして、3枚目の資料をベースにして御議論を

お願いできれば幸いです。よろしくお願いいたします。

相田先生、お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。私、前回、海外出張ため欠席させていただきましたので、ちょっと浦島太郎になっているところもあるんですけども、事務局資料の3ページ目でいきますと、C案についてはちょっと、今まで回線数でやっていたのに対して、契約者という、人が絡んでくるというのは、これ、個人契約ならまだいいですけども、法人契約の場合には、じゃあ幾つ分にするんだとかということがあるので、あまり好ましくないかなとは思っています。

それで、なかなかこの制度、最初から完璧でということではいきませんので、何か、一種、経過措置みたいなものを設けて、スタート時点では無料の公衆無線LANアクセスサービスはというか、A案にすることを念頭に置きながら、契約等に、再契約等に時間がかかるということだったら、制度開始時点はB案、無料の公衆無線LANアクセスサービスは全て対象外とするけれども、何年かをめどにA案にするとか、そういう中間的な解もあるのかなと思っておりました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかに先生方、あるいはオブザーバの皆様からいかがでしょうか。

【相田主査代理】 ドコモさんが何かチャットに書いていらっしゃるようですけど。

【関口主査】 大橋様、お願いします。すみません。

【株式会社NTTドコモ】 関口先生、ありがとうございます。今回資料で示していただいたC案のところについて、我々のイメージは人単位というよりアカウント単位になります。したがって、基本的には携帯1契約と無線LAN1契約が必ず紐付く形になり、どちらかが2つになることはございません。そのため、C案を検討いただく際のデメリットはアカウント単位、すなわち契約単位と捉えていただければと思います。

A案のデメリットに記載をいただいておりますが、現状d W i - F i をお使いのお客様に、いつかの時点をもって携帯電話契約を条件とさせていただく、というような案内をして同意をもらうことになると思いますが、その際どのような手続きを取れるかはまだ分析ができておりません。必ず明確なオプトインが必要という形になってしまうと、結構な率で同意をしないお客様が増え、サービス利用数も相当少なくなると思われ、その場合サービスの維持が難しくなるリスクがあると思っています。A案が、利用者、事業者にとって負担なくできるかどうかの見極めが未だ難しい状況でありますので、アカウント単位と

いう前提でC案をぜひ検討いただけないかと思っております。以上でございます。

【関口主査】 ソフトバンク、南川様お願いします。

【ソフトバンク株式会社】 すみません、弊社からA案についてコメントをさせていただきます。A案の中で、中段に、提供される無料の公衆無線LANアクセスサービスというふうに限定をされておりますけれども、こちらは特に無料、有料関係なく、本契約を前提としてカウントしているということであれば、合わせて一カウントとしてカウントすることもぜひ御検討いただけないかなと考えております。有料であろうが無料であっても、やはり一契約として享受、利益を受けている会社の一回線だというふうなカウントの考え方が取れるのではないかなと考えております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【相田主査代理】 山本さんからチャットに上がっています。

【関口主査】 ごめんなさい。KDDI、山本様お願いします。

【KDDI株式会社】 ありがとうございます。弊社としましては、先ほど相田先生から御提案いただいたように、まずはB案から開始いただいて、A案というものに本当に適用できるのかどうか、この辺りを少し様子見していただけるとありがたいと思います。弊社の場合は、以前プレゼンさせていただいたとおり、携帯電話の契約とは全く別の独立した、いわゆるアプリ、スマートパスプレミアム会員というのがございます。あるいはa u P A Y アプリ利用者というものがございまして、これは回線に紐づいていないものでございます。万が一、これに対してこのユニバ料金がかかるとなると、これはちょっと、何ともここでは申し上げられませんが、恐らく、先ほどドコモの大橋様からサービスの維持が難しい云々というのがありましたが、同じような事業の影響というのはやはり出てきますので、その場合はW i - F i を使うということを諦めた形でサービスを維持するとか、そういうような形にもうせざるを得なくなるのかなと考えております。

ちょっとそこは確約でも何でもございませませんが、そういったサービスの維持に大きな影響が出てくるということ、以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。

MNO三社から御意見を賜りましたが、ほかに先生方、あるいはほかのオブザーバの方々の御意見賜れますでしょうか。

【林宝官】 事務局でございますがよろしかったでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【林宝官】 ありがとうございます。先ほどに続きまして、本日御欠席の大谷和子構成員からコメント預かっておりますので代読させていただきます。

無料の公衆無線LANアクセスサービスについては、BBユニバ政策の整合性の観点からはA案が破綻のない整理だと思われま。もっとも、災害時に無料開放される「00000 JAPAN」のための回線整備の努力に対して負のインセンティブにならないか、無料Wi-Fiを頼らざるを得ない生活困難者等に影響がないかなどが懸念されます。実態を御確認いただいた上で、減災のための通信手段の確保、平時の安価な通信手段の確保等の観点で、総合的な政策パッケージの提供に向けて政府として御尽力いただきたいと考えます。以上になります。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。全体を通じてコメント等ございますれば、この際御発言をお願いいたします。特段ございませんでしょうか。

特段ございませんようですので、意見交換はこの位にさせていただきたいと存じます。

それでは、次回会合では、事務局からこれまでの議論を踏まえて、第2弾の総務省令の制度等に関する考え方を御提示いただくということになろうかと思いますが、事務局から、次回会合の日程等につきまして説明をお願いいたします。

【望月補佐】 事務局でございます。構成員の皆様、オブザーバの皆様、本日も誠にありがとうございました。次回会合につきましてははしあさって、今週4日金曜日、15時からを予定しております。よろしくをお願いいたします。

【関口主査】 ありがとうございます。

以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会、第13回会合を終了いたします。

本日もお忙しいところ御参集いただきましてどうもありがとうございました。以上です。

(以上)